

広島県立歴史博物館（頼山陽史跡資料館を除く。）を、令和七年八月十二日並びに令和八年一月二日及び同月三日に、臨時に開館し、令和七年六月二十四日から同月二十七日までの間及び令和八年二月二十五日から同月二十七日までの間に、臨時に休館する。

頼山陽史跡資料館（広島県立歴史博物館分館）を、令和七年四月一日から同月四日までの間、同年五月二十七日から同月三十日までの間、同年七月十五日から同月十八日までの間、同年九月二日から同月五日までの間、同年十月二十一日から同月二十四日までの間、令和八年二月一日、同月三日から同月六日までの間及び同月二十五日から同月二十七日までの間並びに同年三月十日から同月十二日までの間に、臨時に休館する。

令和七年三月二十七日

広島県立歴史博物館長    宮                    野                    学